

議案第 10 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 11 月 28 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金 1,708,163 円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生日

令和元年 5 月 23 日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し、子宮筋腫の治療のための手術を行ったが、筋腫が残存してしまったため、再手術が必要となったものである。